

昭和二十八年二月三日提出
質問第一二三号

増加恩給並びに傷病年金に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年二月三日

提出者 石坂 繁

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

増加恩給並びに傷病年金に関する質問主意書

一 今回の恩給改正案において次のどちらをその性格としたか。

国家補償か

社会保障か

二 国家補償を性格としたならば、旧恩給法による増加恩給権取得者（第七項症）並びに傷病年金受給資格者（第一款症より第四款症）たる傷い、軍人を補償から除外しようとする理由如何。

三 社会保障を性格としたならば、同一法律により保障される者のうち、傷い、軍人のみをわく外として扶助料軍人普通恩給のみを国家補償の建前を採ろうとする理由如何。

四 一般公務員の障害者にして傷い、軍人と同程度の第七項症より第四款症までの者に対しては現実に恩給が支給されているにかかわらず、同じ国家至上公務の傷い、軍人恩給年金を除外しようとする理由如何。

右質問する。